

## 尼崎市相続登記費用及び遺言書作成費用補助要綱

(この要綱の目的)

第1条 この要綱は、建物を相続した者が行う相続登記に要する費用及び建物の所有者が行う遺言書の作成に要する費用の一部を補助することについて必要な事項を定めることにより、不動産登記法（平成16年法律第123号）上義務化された相続登記の速やかな実施及び相続の開始前に相続開始後の建物の所有者となるべき者をあらかじめ定めるとの遺言書の作成を促し、もって当該建物についてその所有者が不明となる事態を抑制し、当該建物が空家となった場合における空家対策の円滑な推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該号に定めるところによる。

- (1) 建物 本市の区域内に存する土地に定着した建造物であって、屋根及び周壁又はこれらに類するものを有し、その目的とする用途に供し得る状態にあるものをいう。
- (2) 相続登記 不動産登記法第76条の2第1項の規定による所有権の移転の登記をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助（以下「本件補助」という。）を受けることができる者（以下「本件補助対象者」という。）は、次に掲げる区分に応じ、当該号に定める者とする。

(1) 相続登記に要する費用 次に掲げる要件に該当する者

- ア 建物を相続し、単独所有の相続登記を行った者であること（その者と被相続人を同じくする相続一回に限る。）。
- イ この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に相続登記に係る手続を司法書士又は弁護士に依頼して行った者であること。
- ウ その者の属する世帯の合計所得金額（前年の所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第30号に規定する合計所得金額（前年の合計所得金額が確定していない場合は、前々年の合計所得金額）とする。）の合計額が400万円以下であること。
- エ 尼崎市における市税に未納がない者であること。
- オ 尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第5号に規定する暴力団員又は同条第7号に規定する暴力団密接関係者でない者であること。

(2) 遺言書の作成に要する費用 次に掲げる要件に該当する者

- ア 建物の所有者（単独所有のものに限る。以下同じ。）で遺言書を作成したものであること。
- イ その所有する建物を相続人となるべき者の一人に単独所有させるとの項目が含まれた遺言書を作成した者であること。
- ウ 施行日以後に遺言書の作成を公証人、司法書士、弁護士又は行政書士に依頼して行った者であること。

エ 75歳以上の者であること。

オ 過去にこの要綱の規定による遺言書の作成に要する費用に係る補助を受けていない者であること。

カ 次のいずれかに該当する者であること。

(ア) 子がない者

(イ) 借地（建物の所有者と異なる者であって、その者の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族並びに配偶者をいう。）でないものが所有する当該建物の敷地をいう。）上の建物の所有者

(ウ) 無接道敷地（建築基準法（昭和25年法律第201号。）第43条第1項の接道要件を満たさず、かつ、同条第2項の規定による特定行政庁の許可を得ていない敷地をいう。）上の建物の所有者

(エ) 区分所有された長屋（独立して住居・店舗・事務所・倉庫等の用途に供することができる数個の部分から構成されている建物であって、各部分に外部から直接出入りできるものをいう。）の所有者

(オ) その他市長が認める者

キ 前号ウ、エ及びオに掲げる要件

（補助対象経費）

第4条 本件補助に係る補助対象経費（以下「本件補助対象経費」とする。）は、次に掲げるとおりとする。

(1) 前条第1号に掲げる費用 次に掲げるものとする。ただし、相続登記に課される登録免許税は除くものとする。

ア 登記事務に係る司法書士又は弁護士に支払う報酬及びその他の費用

イ 相続人の特定のために必要となる戸籍謄本等の発行に係る手数料及び通信料

ウ その他市長が必要と認める費用

(2) 前条第2号に掲げる費用 次に掲げるものとする。

ア 公正証書作成に係る手数料

イ 司法書士、弁護士又は行政書士に支払う報酬及びその他の費用

ウ 相続人となるべき者の特定のために必要となる戸籍謄本等の発行に係る手数料及び通信料

エ その他市長が必要と認める費用

（補助金の額）

第5条 本件補助に係る補助金（以下「本件補助金」という。）の額は、予算の範囲内で次に掲げる額のうち、いずれか低い額とする。

(1) 補助対象経費の3分の2に相当する額

(2) 100千円

（補助金交付申請）

第6条 本件補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（第1号様式）に本件補助対象者であること及び本件補助対象経費の支払いを行ったことを証する書類その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、第3条第1号に掲げる費用に係るものにあつては相続登記の完了後、同条第2号に掲げる費用に係るものにあつては遺言書作成後1年以内に行わなければならない。

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による本件補助金の交付の申請を受けたときは、その内容を審査し、交付又は不交付の決定及び補助金額の確定を行うものとする。

2 市長は、前項の決定及び補助金額の確定について、補助金交付決定通知書（第2号様式）又は補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第8条 前条第1項に規定する本件補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに、補助金交付請求書（第4号様式）により、本件補助金の交付を請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による本件補助金の交付の請求を受けたときは、その請求に係る本件補助金を交付決定者に交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、本件補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱及び関係法令に違反したとき。
- (3) その他市長が補助金を交付することが不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により本件補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（第5号様式）により交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により本件補助金の交付決定を取り消した場合において、既に本件補助金を交付しているときは、期限を定めて本件補助金の返還を求めるものとする。

（報告等）

第10条 市長は、本件補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、本件補助金の交付の申請者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 申請者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、本件補助金の交付に関し必要な事項は、主管局長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。